

# 工業用水道料金算定要領改正の概要

- 工業用水道事業の料金など供給条件は需要者たる工業の企業経営への影響が大きいため、工業用水道事業者が地方公共団体以外の場合は認可制としている。また、料金については、工業用水道事業法 17 条において「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること」とされており、総括原価方式が採用されている。
- 今般の料金算定要領の改正は、料金の算定後、受水企業の撤退等による契約解除に伴う料金収入の減少が工業用水道事業の健全な運営に支障を来すおそれに備え、工業用水道事業者に対して撤退負担金にかかる基本的考え方を示し、想定される地域内での産業構造の変化を考慮した制度にかかる検討促進を目的として実施するもの。
- 現状、工業用水道事業者の多くが（約8割が）安定して受水企業に対して工業用水を供給するため、受水企業からの申し込み水量を前提に、これに対応する給水能力を備えるための建設投下資金を料金で回収する責任水量制を採用している。
- 上記の考え方を踏まえ、工業用水道事業者が当該需要者の契約水量に基づき、施設の建設、改築又は再構築のために整備した償却資産の残存価値相当額を基本とし、需要者の撤退等による契約解除に伴う契約水量の減量に際し、当該需要者から徴収する費用を撤退負担金と定義する。
- また、撤退負担金の導入及び額の決定にあたっては、工業用水道事業における経営状況や撤退等により契約解除を行う需要者の状況等の違いを踏まえ、地域、すべての需要者及び工業用水道事業の状況等を十分に考慮するとともに、当該需要者の理解を得るべく、コミュニケーションを行うこととする。

# 既存ユーザー撤退への対応

## - 工業用水道事業におけるユーザーによる撤退・減量の考え方①

第2回工水WG 資料2抜粋  
(令和6年11月1日開催)

- 工業用水道事業において、ユーザーによる使用水量の大幅な減少は経営に大きな影響をもたらすとともに、他ユーザーの負担の増加につながることから、現状、多くの工業用水道事業者がユーザーの撤退・減量を原則として認めていない。

### 工業用水道事業者におけるユーザーによる撤退・減量の考え方（アンケートにおける回答抜粋）

#### <事例1>

- やむを得ない場合を除き、原則的に減量等は認められない旨を規則で定めている。

#### <事例2>

- 原則、撤退は認めないが、事業廃止や用途変更などやむを得ない理由により、次のAまたはBの対応をした場合には撤退を認めるものとして、全ユーザーによる協議会にて撤退ルールを定めている。（略）

#### <事例3>

- 他の企業に承継する場合を除いて減量は原則として認めていないが、工場の撤退等やむを得ない事情があると認められる場合は、清算金を支払うことにより工業用水の減量（全部減量のみ）を認めている。

#### <事例4>

- 減量については原則認めていない。

#### <事例5>

- 使用を廃止する場合、契約水量1m<sup>3</sup>/日あたり35,000円の廃止負担金を課す。なお、減量については原則認めていない。

#### <事例6>

- 基本使用水量の減量は原則として認めないものとしているが、倒産、廃業及びこれらに準ずる場合など所定の要件に該当する場合のみ減量を認めている。

# 既存ユーザー撤退への対応

## - 工業用水道事業におけるユーザーによる撤退・減量の考え方②

第2回工水WG 資料2抜粋  
(令和6年11月1日開催)

- ユーザーの撤退・減量時に向けて各地域の事情等に応じてルール（条例・内規・契約等）を定めている事業者及び定めていない事業者の両者がいるが、定めていない事業者についても今後のリスクへの備えとして制度の検討・整備の必要性を感じているという回答が見られた。

### 工業用水道事業者におけるユーザーによる撤退・減量に向けた制度の必要性

- ユーザーから、将来大幅な減量の相談を受けているため。
- 減量や利用廃止に伴い収益が減少し経営が悪化したため。
- 過去に大口受水企業が撤退したことなどから、制度等の整備を検討していくべきだと考えている。
- 大幅な契約水量の減量、撤退に対応するため。
- 既存の受水企業が工業団地から撤退し、契約水量が大幅に減少することになった場合、経営に大きな影響を与え、ひいては供給料金単価の上昇を招くこととなるため。
- 企業側の撤退や事業計画の変更に伴う責任水量の見直し要請に備えるため。

# 既存ユーザー撤退への対応

## - ユーザーの撤退時における対応状況

第2回工水WG 資料2抜粋  
(令和6年11月1日開催)

- 工業用水道事業において、ユーザーによる使用水量の大幅な減少は経営に大きな影響をもたらすとともに、他ユーザーの負担の増加につながることから、現状、多くの工業用水道事業者がユーザーの撤退・減量を原則として認めていない。

### 撤退時においてユーザーの費用負担を決めている事例

償却資産の残存価値	<p>&lt;事例1&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>給水開始後に撤退する場合には、<u>整備した償却資産の残存価額相当額</u>を負担させる撤退負担金を導入。</li></ul> <p>&lt;事例2&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>廃止負担金は、<u>布設した事業所専用管の未償却相当額</u>としている。</li></ul>
施設整備費用にかかる企業債の未償還残高	<p>&lt;事例1&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>減量後の基本使用水量を定めた日の<u>企業債の未償還残高</u>をベースに算出した負担金単価に廃止水量を乗じたものを廃止負担金として徴収している。</li></ul> <p>&lt;事例2&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) <u>3年間分の固定的経費</u>、(2) <u>企業債未償還残高の水量按分</u>を算出し、いずれか高い方の額の負担を求めている。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>給水廃止の要件として、過去1年間に給水実績がない場合としており、<u>1年分の基本料金を実質的な負担金としている</u>。</li></ul>